

# 明和町立明和北小学校スクールバス運行業務委託 仕様書

## 1. 業務の名称

明和町立明和北小学校スクールバス運行業務委託

## 2. 業務目的

本委託業務は、明和町立明和北小学校（以下「明和北小学校」という。）へスクールバスにより通学する児童のためのスクールバスの安全かつ効率的・効果的な運行を目的として、明和町（以下「本町」という。）が所有する自家用自動車によりスクールバスの無償運行を行うものとする（以下「本業務」という。）。

## 3. スクールバス停留所・通行道路等

スクールバスの停留所及び通行道路等は、別紙「明和町立明和北小学校 スクールバス停留所候補・通行道路（想定）」のとおりとするが、通行道路等が正式に決まっているものではなく、スクールバスの運行ルート等の詳細については、本契約の締結後に本町及び学校と協議の上、決定するものとする。また、乗降場所については、運行ルートの見直し等により変更が生じた場合または遠足等により一時的に乗降場所を変更する必要がある場合は、本町及び学校と協議の上、変更することができるものとする。ただし、工事等交通状況により通行が困難もしくは危険である場合については、この限りではない。

## 4. 運行計画等

### (1) 通常の登下校日における運行（年間210日程度）

原則、登下校時においてスクールバス4台（明和北小学校開校時想定スクールバス乗車児童数：約200人）をそれぞれ2便ずつ運行（ピストン運行）する。また、年に数日は学習発表会等の行事により、土日祝日に運行を行う場合がある。

### (2) その他、校外学習活動等での運行

①スクールバス1台での運行を年間4日程度（半日）

②スクールバス4台での運行を年間24日程度（半日）

上記以外に運行を行う場合は、委託料に係る人件費や燃料費等を勘案し、本町と受託者で協議し定めるものとする。

※停留所を含む運行計画等は、児童数の推移等により変更となる場合があるため、受託者は、新たな運行ルートや停留所の設定等の検討について協力すること。

## 5. 使用車両等

(1) 使用する車両は、次のものを令和7年度中に購入する予定であり、受託者に無償で貸与する。

①マイクロバス・・・3台

ア. 車名	イ. 車両用	ウ. 定員	エ. 燃料	オ. 駆動方式
三菱ふそうローザ ECO ロング (2RG-BE740GAAG)	自家用	29名	軽油	AT

②中型バス・・・1台

ア. 車名	イ. 車両用	ウ. 定員	エ. 燃料	オ. 駆動方式
日野自動車スーパーデラックス (2DG-RR2AJDV-EMUDAQD)	自家用	46名	軽油	AT

(2) 車両修理等により車両が不足する場合には、受託者により代替車両を用意し、運行すること。

## 6. 業務期間

契約締結日から令和13年3月31日までとする。

ただし、本業務の運行開始は、明和北小学校の開校予定年度である令和8年4月1日とし、それまでの期間は本業務の準備期間ということで、本町から受託者への委託金額の支払いは発生しないものとする。

## 7. 車両の保管場所

4台とも、明和北小学校敷地内の想定とする。なお、詳細については本町と協議の上、決定するものとする。

## 8. 委託料

委託料には、上記委託期間における本業務の履行にかかる、人件費、車両管理費（車検、法定点検、車両整備等）、運行経費（燃料費、エンジンオイル・タイヤ等の消耗品の点検・交換）、運行管理費（運行管理に係る経費）等の一切の経費を含むものとし、運行計画及び運行日数等を基に算定すること。

ただし、自動車重量税、自賠責保険料及び任意保険料（対人・対物無制限、車両保険：時価）については、本町が負担するものとする（任意保険については、「全国自治協会自動車損害共済事業」の「損害賠償共済（対人・対物賠償：無制限）」及び「車両共済：時価」を本町が契約予定）。なお、本町が契約する任意保険の内容以上の補償については、委託料に含むものとする。

## 9. 基本的な業務内容

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、道路交通法及び関係法令等を遵守すること。

### (2) 児童の登下校時等の送迎業務

受託者は、児童の登下校時の送迎及び、その他本町や学校が必要と認めた児童の運送業務については次の事項を特に遵守し、安全かつ確実に遂行しなければならない。

- ①児童に対して常に笑顔で接し、挨拶や声掛けを欠かさず行うこと。
- ②シートベルトを必ず着用するよう指導すること。
- ③乗降時は必ず安全確認後に発車すること。
- ④運行ルート及び乗降場所付近の交通状況を事前に十分把握し、安全運転に努めること。
- ⑤乗降する児童の名簿等を携行し、必ず児童の乗降を確認して運行にあたること。

また、受託者は、関係法令に基づき、運行前に運転手の健康状態及び酒気帯び状態でないこと等を必ず確認すること。

### (3) 車両の保管・清掃・点検等

受託者は、毎日車両の清掃、点検等を行い、送迎業務に支障がないよう努めなければならない。なお、車両を使用しない場合は所定の場所に保管すること。

### (4) 車検・法定点検・車両整備等

受託者は、必要な車検、法定点検、車両整備等を行い、車両の適正な管理に努めなければならない。

### (5) 車両保管場所等の清掃・管理

受託者は、定期的に車両保管場所の清掃を行い、車両及び関係備品の適正な管理に努めなければならない。

### (6) 運行業務日誌の作成・報告

受託者は、運行及び車両の状況等について運行業務日誌に記載し、定期及び必要に応じ本町及び学校に報告しなければならない。

### (7) 連絡体制表の作成・報告

受託者は、事故等が発生した場合に対応するため連絡体制表を作成し、速やかに本町及び学校へ提出すること。

### (8) 交代要員の配置

万が一、運転士が急な体調不良等で運転不可の場合に速やかに別の運転士が運転可能なよう、交代要員を配置すること。

### (9) 健康管理及び運転技術・接遇の改善

乗務員に対して定期的に健康診断等を受診させ、健康管理に努めること。また、安全運行や接遇等に対する講習を受講させ、安全運行に対する意識、運転技術、さらには挨拶等利用者に対する配慮の向上を図ること。

### (10) 忘れ物対応

車両内に忘れ物を発見した際は速やかに学校又は本町に連絡し、届けること。

### (11) 苦情対応

運行上の苦情については、受託者が誠意をもって対応し、その内容を本町及び学校に書面で報告すること。

## 10. 緊急時の対応及び連絡等

- (1) 自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、本町及び学校と協議の上、対応を決めること。
- (2) 万一、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに、本町及び学校と協議のうえ、その処理にあたること。ただし、受託者の故意又は過失による場合は、受託者の責任において全面的に問題解決にあたること。
- (3) 道路工事等により迂回が必要となった場合は、安全に運行できる経路を本町及び学校と協議の上、適正な運行経路を設定する。

## 11. 乗降等の管理アプリケーションの導入

- (1) 受託者は、「いつ・誰が・どこで乗降したか」や保護者が「自分の子の乗降」、「スクールバスが現在走行している現在地」等を確認できるアプリケーションを導入すること。
- (2) 前項を履行するために必要な経費（例 タブレット端末代、QR コード作成費、アプリケーションシステム利用料等）は受託者の負担とする。

## 12. 試験運行

- (1) 受託者は、本町及び学校と協議の上、明和北小学校の開校までに必要に応じて試験運行を行うこと。
- (2) 試験運行にかかる費用は受託者の負担とする。

## 13. 損害賠償債務

受託者は、本業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、本町、学校、搭乗者及びその他第三者に損害を与えた時は、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

## 14. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「明和町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）」を遵守し、本業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

## 15. その他

本仕様書において定めた事項及び定めのない事項について、疑義が生じた場合や改善の必要があると認められた場合には、本町と受注者とが協議の上これを定め、本業務を円滑に遂行することとする。